



7月は旧暦では文月（ふみづき）と言ひ書の上達を祈る月だそうですが、現代の7月は梅雨が明ければ暑い毎日です。海水浴の季節でもあります。お酒を飲んでの水泳は危険です。「酔泳禁止」はサントリー社の広告でしたが、海上保安庁でも酔泳危険を呼びかけています。海や川でのレジャーは楽しいものですが、事故があれば台無しです。お酒を飲んで泳ぐのはやめましょう。

さて、5月31日には、「アルコール健康障害対策推進基本計画」が決定しました。これは、平成25年12月に成立したアルコール健康障害対策基本法（法律第109号）が平成26年6月に施行され、2年以内に基本計画の策定が求められていたことによるものです。内閣府のHPにある法律の概要では、基本認識として「酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高い」とされ、アルコール健康障害とは「アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害」と定義されています。基本計画の策定に当たっては、内閣府にアルコール健康障害対策関係者会議（会長：（独）国立病院機構久里浜医療センター院長 樋口 進氏）が設置され、平成26年10月31日に第1回が開催され、①教育・誘引防止・飲酒運転等、②健診・医療、③相談支援・社会復帰・民間団体の3つのワーキンググループで検討するとともに、合計14回の本会議を開催しまとめたものです。

基本計画及びアルコール健康障害対策についての全体は、次の内閣府のHPをご覧ください。

○アルコール健康障害対策推進基本計画のHP

http://www8.cao.go.jp/alcohol/kihon_keikaku/kihonkeikaku.html

○アルコール健康障害対策（内閣府-共生社会政策）のHP

<http://www8.cao.go.jp/alcohol/index.html>

ところで、酒類業界に携わるものとしては、今回の基本計画によって、何が変わるのか大変気になるところです。どれも大切なものではありますが、基本法の目次を見ると、その16ページに基本的施策の1つとして「不適切な飲酒の誘因の防止」があります。これが最も酒類関係事業者として関係が深いと思われますので、見てみますと、その(1)では、広告・宣伝に関する自主基準を改正し、テレビ広告における起用人物の年齢の引上げ及び飲酒の際の効果音・描写方法の見直しを行うとされています。これは、関係者会議における審議状況を見ればわかりますが、若い女性のお酒の商業への起用を制限することやテレビでの飲酒CMの喉元アップ等をやめることを意味するようです。(2)の表示では、未成年者飲酒防止の観点から、低アルコール飲料の酒類容器に表示している「酒マーク」の認知向上策等、(3)の販売では、酒類販売管理研修の定期的受講の促進と未成年者への酒類の販売・供与への指導・取締りの強化が求められています。

なお、「酒類の広告・宣伝及び酒類容器に関する自主基準」が昭和63年に定められ（平成24年11月1日最終改正）ています。これは、酒類業中央団体連絡協議会の8団体で構成する飲酒に関する連絡協議会が「未成年者飲酒防止や飲酒運転など法律を逸脱する行為のほか、不適切な飲酒を防止し、適正な飲酒環境を醸成するなど社会的責任を果たしていく必要がある」との考え方のもと定めたものです。この中に、広告宣伝における注意表示、アルコールと健康問題等に関する事項、容器、ノンアルコール飲料までが定められています。

基本計画で「自主基準の改正」とされたのは、この基準を指しています。今後、飲酒に関する連絡協議会で検討されるものと思われます。